

～お手続き・書類提出の流れについて（第三号研修）～

0. 基本研修開始前準備

指導看護師がいない場合、実地研修ができませんので「指導者研修」を受講していただき指導看護師を確保していただく必要があります。

【提出書類】

受講申込書
↓
手引き(本紙)・振込用紙到着
↓
振込確認後
・受講決定通知書
・研修当日のご案内の到着
↓
受講決定・基本研修受講開始

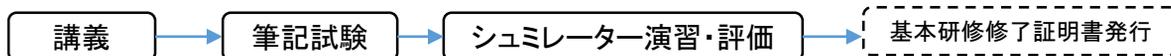
●準備書類

- ①実地研修実施計画書(別紙)
※定款(寄付行為)及び登記事項証明書
- ②実地研修業務規程(記載例C16-①)
- ③同意書(参考様式 様式1)
- ④指示書(参考様式 様式2)
- ⑤指導看護師名簿(様式C16-②)
※指導看護師の変更については随時名簿の提出
- ⑥研修機器及び参考図書等一覧(様式C16-③)
- ⑦喀痰吸引等研修実施研修実施機関承諾書(様式C11)

●提出書類

- ①研修修了報告書(様式C13-①)
- ②評価票(自己評価票、指導者評価表写し)
- ③ヒヤリハット・アクシデント報告書(参考様式 様式C13-③)

1. 基本研修開始 ※全日程の出席、筆記・実技試験の合格が必要です



●実地研修前の提出書類
準備書類①～⑦の提出。

詳しくは添付書類A(実地研修についての留意事項)参照ください。

業務委託契約書・実地研修開始承諾書

弊社にて発行

TBC福祉教育センターより業務委託契約書(2部)・実地研修開始承諾書を送付致します。
業務委託契約書は2部返送ください。捺印後1部を送付します。

2. 実地研修開始 ※「実地研修開始承諾書」がないと実地研修は行えません

3. 実地研修修了 ※規程回数の実施、評価基準の達成が必要

●実地研修終了後の提出書類(実地研修終了後、速やかに提出ください。)
提出書類①～③の提出。

【修了認定基準】

・評価票の全ての項目について指導看護師が、連続2回「手順どおり実施できる」と認めた場合。

詳しくは添付書類B(実地研修報告書・評価票の提出)参照ください。

研修修了証明書発行

弊社にて発行

4. 栃木県へ「認定特定行為業務従事者」「登録特定行為事業者」の申請

修了者は「認定特定行為業務従事者」の認定
事業所は「登録特定行為事業者」の登録を受けて、はじめて痰吸引等のサービスを提供することができます。

～実地研修について留意事項～

実地研修は、協力者の同意のもと、実地研修機関が医療関係者と連携し、安全体制が整備されている必要があります。

講義から筆記試験や演習を終了後、実地研修協力者に対して、実地研修をおこなうためには**同意書、医師の指示書、実地研修計画書の3点**が必要です。

実地研修手順(一例としてご参照ください。)

1. 実地研修協力者(又は家族)から同意を得る

実地研修協力者本人または、その家族に対して実地研修の趣旨とその内容を説明したうえで、「喀痰吸引等研修事業 実地研修同意書」に署名・捺印をもらいます。
※同意として認められるのは、本人かご家族のみです。



2. 実地研修協力者の主治医に依頼し、医師の指示書の交付を受ける

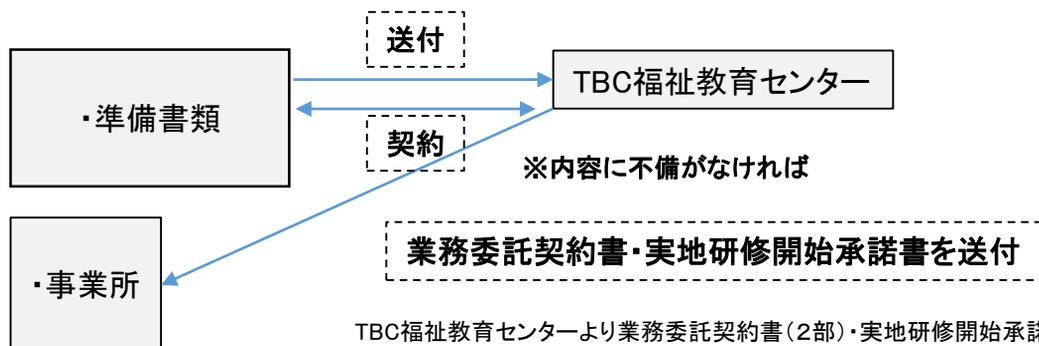
医師に依頼をし、「介護職員等喀痰吸引等研修指示書」の交付を受けます。
※主治医は指示する際に、介護職が可能な医療的行為の範囲を認識して指示をしていただく必要があります。

3. 医師の指示書をもとに、実地研修計画書を作成する

医師の指示書を確認し、受講生が指導看護師と連携してそれぞれの実地研修協力者ごとに「実地研修計画書」を作成します。

4. 業務委託契約書・実地研修開始承諾書を受け取る

準備書類の書類が揃いましたら、弊社事務局へ送付ください。
→内容について確認いたします。

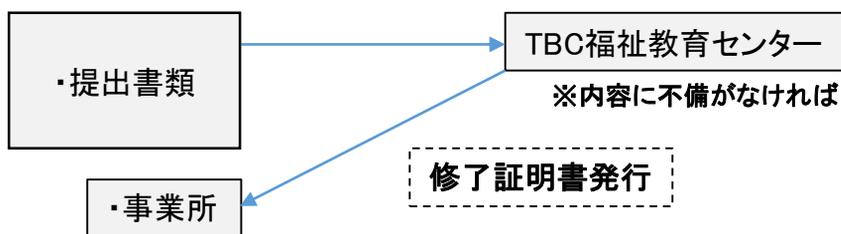


TBC福祉教育センターより業務委託契約書(2部)・実地研修開始承諾書を送付致します。
業務委託契約書は2部返送ください。捺印後1部を送付します。

※指導看護師立会いのもと、実地研修を開始します。

5. 実地研修報告書・評価票（提出書類）の提出

規程の評価基準に達している提出書類を送付ください。
→内容の確認後、修了証明証を送付いたします。



【実地研修修了について】

評価票全ての項目について指導看護師が連続2回「手順どおりに実施できる」と認めた場合修了を認める。

喀痰吸引等研修(第三号研修) 実地研修手引き

- ・お手続き・書類提出の流れについて
- ・実地研修についての留意事項
- ・準備書類
- ・提出書類

※上記書類の提出については、実地研修開始前までにご提出ください。
書類の提出は、研修受講中にも随時承ります。

栃木県登録研修機関
TBC福祉教育センター